全員協議会資料令和3年(2021)6月28日総合政策部政策企画課

出雲市過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域自立促進特別措置法が、令和3年3月31日で期限を迎えたことから、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年度~令和12年度)」が制定されました。

同法の制定に伴い、県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、下記のとおり新たな計画を策定します。

- (1) 計画の名称 出雲市過疎地域持続的発展計画(以下「新過疎計画」)
- (2)計画期間 令和3年度~令和7年度(前期)
- (3) 対象地域 佐田地区(旧佐田町)、多伎地区(旧多伎町)
- (4) 計画内容(対象分野)
 - ①基本的な事項(対象地域の概況、持続的発展の基本方針等)
 - ②分野別の課題と対策、事業計画 ※下線は今回新たに追加された内容
 - ・移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
 - ・産業の振興
 - ・地域における情報化
 - ・交通施設の整備、交通手段の確保
 - ・ 生活環境の整備
 - ・子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
 - 教育の振興
 - ・集落の整備
 - ・地域文化の振興等
 - ・再生可能エネルギーの利用の推進 ほか
- (5) 記載事項として新たに追加された項目
 - ・持続的発展に関する目標(人口、産業振興策等)
 - ・市町村評価の達成状況に関する事項(評価の時期、手法等記載)
 - ・産業振興促進事項(税制特例の適用等)
- (6) 策定スケジュール

令和3年7月 新過疎計画案の県協議 令和3年9月議会 新過疎計画案 (議案) の提出

【参考】財政措置(過疎対策事業債)

- (1) 充当率 100%
- (2) 交付税措置 70% (元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入)
- (3) 対象事業 過疎計画に掲げるハード、ソフト事業が対象